

消費機器に係る「自主保安」活動について

平成27年7月30日
経 済 産 業 省
商務流通保安グループ
ガ ス 安 全 室

1. 現行制度の概要

現行制度においては、「2020年時点における死亡事故ゼロ」などを目標とした「ガス安全高度化計画」の達成に向けて、ガス事業者は、法令によらない保安の向上に向けた自主的な保安活動（以下「自主保安」という。）を積極的に展開しており、ガスの保安水準は着実に改善してきている。

また、国によるガス保安の規制に関しても、社会の動向や社会的ニーズを踏まえ、保安確保を前提としながらも、各事業者の自己責任原則を重視し、国の関与を必要最小限とした体系への転換を行ってきた。国による規制手法が「事前規制中心」から「事後規制中心」に徐々に移行することで、現在のガス事業者による自主保安を組み込みながら「保安水準を維持・向上する」という政策目標の達成を目指していくという、好循環な仕組みを構築してきたところである。

なお、現在一般ガス事業者によって行われている自主保安の代表的なものとしては、昨年11月10日の産業構造審議会ガス安全小委員会の配付資料（別紙）に掲げている項目が挙げられる。

2. 見直しの必要性

ガスシステム改革後にあっても、安全確保のためこのような自主保安が引き続き行われることが重要である。今後、特にガス小売事業者は消費機器の調査・周知に係る保安責任を担うこととなるが、自由な料金設定のもと新規参入が予想される分野であることを踏まえると、競争状況如何にかかわらず、消費機器に関する自主保安の取組に関して、その継続的な実施を確保することが保安上必要である。

3. 論点

（1）自主保安項目の一部制度化

これまでガス事業者が取り組んできた自主保安の中には、業界全体の方針として全国的に行ってきたものや、事業者の多くが取り組んでいるものも存在し、その中には保安の確保上、確実に実行することが求められる項目も存在する。

①各事業者が統一的に実施すべき項目

今後、ガス小売事業者が消費機器に係る保安業務を行うに当たっては、事業者の特性や競

争環境にかかわらず、一律に実施を求めていくことが必要なものに関しては、施行規則等によって一部制度化することで、保安の確保に万全を期すこととしてはどうか。

また、自主保安の制度化項目の選定に当たっては、「業界自主」のものに加えて、「事業者自主」の中でも、保安の効果が特に高いものも含めて検討することが望ましい。そこで、期待される保安上の効果の大きさ、作業レベルの統一化の妥当性を勘案し、現在行われている自主保安のうち、以下の項目に関して制度化を検討することとする。

(イ) 開栓を伴う場合の供給開始時調査

現行制度においては、ガス事業者が需要家に供給を開始する際には、危険発生防止周知を行うことが義務付けられている（施行規則第106条第1項）が、消費機器の調査については特段規定されていない。他方、ガス事業者は、消費機器の保安の確保に万全を期す観点から、新築時や転勤等に伴う転居・引越しにより、需要家と新たに契約を締結し、ガスの供給を開始する際には、周知と同時に消費機器に関する調査を実施している実態がある。

消費機器の設置は需要家の判断によるものであり、転居・引越し時に消費機器が技術基準不適合なものが設置され、取り替えられることも想定される。また、例えば、空き家に需要家が入居する場合などには、古い消費機器が設置されたままとなっている可能性もある。万が一消費機器において事故が生じた場合には、火災や不完全燃焼による一酸化炭素中毒などにつながる可能性があることなどから、供給開始時にあらためて調査を行うことは、保安を確保するために必要なものであると考えられる。

加えて、ガス漏れ等の緊急時には、託送供給を行っているガス導管事業者が出動班を現場に急行させ、緊急時対応を行うこととなるが、有効に対処するためには、ガス小売事業者が消費機器調査を供給開始時に実施し、正確な調査結果を事前にガス導管事業者に通知することが必要となる。

こうしたことから、ガス小売事業者による消費機器調査に関して、定期的な調査の一環として供給開始時の調査を行い、その結果をガス導管事業者に通知するよう、制度的な担保が必要ではないか。なお、一般ガス導管事業者が最終保障供給を行う場合には、消費機器調査を行うこととなることから、同様に供給開始時の調査に関して、制度的な担保が必要ではないか。

なお、現行ガス事業法では、ガスの供給開始には開栓を伴うものとして想定されている。今後、託送供給を受けるガス小売事業者の切替えにおいて、仮に物理的な開栓を伴わない供給開始が想定される場合には、切替え後のガス小売事業者に対する消費機器調査の情報引継ぎの在り方を今後検討し、当該供給開始時の調査の必要性については、その結論と整合的なかたちで別途整理することとしてはどうか。

(ロ) 供給ガスに対する適応性の確認【対象：全需要家】

ガス種に不適合な消費機器を使用した場合には、不完全燃焼のリスクが高く、一酸化炭素中毒につながるおそれがある。そのため、需要家がガスを安全に使用するためには、供給されるガス種に適合した消費機器であることが必要である。そうした観点から、現在ガス事業

者は供給開始時と定期的に、危険発生防止周知の一環として、需要家に対して「消費機器の供給するガスに対する適応性に関する事項」を周知することとしている（施行規則第 106 条第 1 項第 1 号イ）。

他方、現行法令においては、消費機器の調査事項として、ガスの適応性は規定していない。しかしながら、ガス事業者は自主保安の一環として、ガスの適応性の確認を行ってきたところである。また、国としても、供給開始時のガスの適応性の調査をガス事業者に対して求めているところである。

今後も消費機器は需要家自身が購入、設置するものであり、ガス小売事業者が適応性を確認することは、保安水準の維持・向上の観点からは、引き続き確実な実施が求められるものである。また、仮に供給されるガスに適応しない消費機器を用いた場合には、不完全燃焼による一酸化炭素中毒や火災事故の要因ともなりかねず、ガス小売事業者による確認を行うことは不可欠である。なお、定期的な消費機器調査時においては、需要家による消費機器の取替えの可能性が供給開始時ほど高くなく、現在国として定期的な確認を行うよう求めているではない。

そこで、ガス小売事業者や、最終保障供給を行う一般ガス導管事業者に関して、「消費機器の供給するガスに対する適応性に関する事項」についても、開栓を伴う供給開始時において、確実に確認が行われるよう制度的な担保が必要ではないか。具体的な作業としては、機器の点火試験や燃焼器の銘板上の表示等により確認することが考えられる。

なお、仮に物理的な開栓を伴わない供給開始が想定されるのであれば、当該供給開始時の適応性確認については、切替え後のガス小売事業者に対する消費機器調査の情報引継ぎの在り方を今後検討し、その結論と整合的なかたちで別途整理することとしてはどうか。

（ハ）不完全燃焼防止装置のない金網ストーブに関する周知【対象：4,000 台】

不完全燃焼防止装置のない金網ストーブは、燃焼部の金網の変形や埃による詰まりなどで不完全燃焼が生じやすいものであり、安全装置がないため、不完全燃焼が生じても運転が停止せず、一酸化炭素中毒を起こすおそれが高い。そのため、「ガス安全高度化計画」（平成 24 年 4 月策定）において、開放型小型湯沸器、浴室内設置 C F 式ふろがまとともに、「非安全型機器」として位置付けられている。これを受け、消費段階における保安対策として、ガス事業者による周知・啓発活動などにより、非安全型機器の撲滅に向けた取替え促進を行っている。

現行制度においては、非安全型機器のうち開放型小型湯沸器と浴室内設置 C F 式ふろがまに関しては、ガス事業者が行う危険発生防止周知の項目となっている（施行規則第 106 条第 1 項第 2 号ロ）。他方、金網ストーブに関しては、周知事項とはなっておらず、ガス事業者による自主保安として周知を行い、取替え促進に努めてきたという実態がある。

今般のガスの小売全面自由化に伴い、金網ストーブに関しても、ガス小売事業者に対して確実な周知の実施を求めていくために、制度的な担保が必要ではないか。

<参考 2-1> 現在自主保安で行われている金網ストーブの個別周知



(出典) 一般社団法人日本ガス協会

(二) 浴室内設置の不完全燃焼防止装置のない自然排気式ふろがまに係る排気筒先端の安全性確認周知【対象：18,000 台】

現行法第 40 条の 2 による危険発生防止周知では、ガス事業者は個別周知の一つとして、「浴室内に設置された不完全燃焼防止装置のない C F 式ふろがま」を使用する需要家に対して、①消費機器を使用する場所の環境・換気に関する事項、②ガスの使用に伴う危険の発生防止に関し必要な事項に関して、「毎年度 1 回以上」の頻度で行う個別周知として、書面を配布することとしている（施行規則第 106 条第 1 項第 2 号ロ）。

他方、当該ふろがまは自然排気式のため、給気口や排気筒などの給排気設備に不備があると不完全燃焼が生じやすくなり、安全装置がないことから、不完全燃焼時にも運転がとまらず、一酸化炭素中毒のおそれが高い。加えて、現在一般ガス事業者は、①直近 20 年間において死亡事故が 8 件発生していること、②死亡事故 8 件のうち原因が明らかな 6 件は全て給気口や排気筒の先端閉塞によるものであることから、自主保安の一環として、業界全体として「排気筒の先端も含めた給排気設備の安全確認」について、周知を行い、取替え促進に努めているところ。

こうした取組の保安上の重要性は、改正法施行後においても変わりなく、ガス小売事業者による確実な周知の実施が求めていくために、制度的な担保が必要ではないか。

(ホ) 消費機器の接続具についての周知【対象：全需要家】

消費機器の燃焼器は、金属管やゴム管、ガスホースによりガス栓と接続しているものであるが、不十分な接続や接続具の損傷は、ガス漏れや火災事故の原因となり、人身事故や物損事故のリスクが高い。また、消費機器の接続には、燃焼器やガス栓の種類に即した適正な接続具の使用が求められる。

そのため、現在ガス事業者は、自主保安の一環として、需要家に対して安全な使用を行うよう、消費機器の接続具に関して周知を行っている。今般の法改正後においても、当該事項に関し、引き続きガス小売事業者による需要家への周知が継続されるよう、消費機器の接続に関する注意事項の周知に関して制度的な担保が必要ではないか。

②各事業者の特性等を踏まえ実施すべき項目

現在ガス事業者が実施している自主保安項目のうち、国による技術基準において特段の定めがなく、各ガス事業者の特性、状況を踏まえ確認項目を設定し、実施しているものも存在する。そこで、以下の事項について、その確実な実施を担保する方法として、保安業務規程に記載することを検討することとする。

(イ) 消費機器の接続具の適合性確認【対象：全需要家】

消費機器の接続具の不適合により、ガス漏えいが発生した場合、着火等による人身事故・物損事故のリスクが高い。そこで、ガス事業者は、自主保安の一環として、消費機器調査時に消費機器と接続具の適合性確認を行なうことにより、誤接続を発見し、改善を促している実態がある。今後とも、ガス小売事業者が継続して接続具の適合性確認を行ない、誤接続に起因する事故の防止につなげるために、保安業務規程に当該事項の実施を記載することが望ましいのではないか。

(ロ) 不完全燃焼防止装置のない開放型小型湯沸器の一酸化炭素濃度測定【対象：31,000台】

不完全燃焼防止装置のない開放型小型湯沸器は、経年劣化により不完全燃焼した場合、安全装置がないため運転が止まらず、室内に高濃度の一酸化炭素が排出されることになり、一酸化炭素中毒事故の発生リスクは高い。そこで、ガス事業者は、自主保安の一環として、消費機器調査時に排気の一酸化炭素濃度の測定を行っている実態がある。そして、需要家に測定結果を示し、危険性の訴求を行い、換気の励行、安全型機器への取替え促進を行なっている。

今後も消費機器調査時にCO測定を行ない、一酸化炭素中毒事故の防止、安全型機器への買換え促進につなげるために、保安業務規程に当該事項の実施を記載することが望ましいのではないか。

(ハ) 業務用換気警報器の設置促進【対象：業務用厨房顧客】

業務用厨房機器は、燃焼量が大きく、同一室内で複数台の機器が使用されることが多い。また、バーナーの目詰まりによる不完全燃焼が発生しやすいことなどから、一酸化炭素中毒事故の発生リスクは高い。そこで、ガス事業者は自主保安の一環として、業務用厨房を対象に、換気警報器の「有償での推奨」等を行うことで、業務用換気警報器の設置を促進してきた。こうした取組の結果、換気警報器の普及とともに業務用厨房での一酸化炭素中毒事故の件数は減少している。

今後も業務用換気警報器の設置を促進するため、保安業務規程において、業務用換気警報器の設置促進に関し記載することが望ましいのではないか。

(2) 自主保安事例集の作成

ガス小売事業者の中には、これまでガス事業に携わってこなかった新規参入者も多く想定される。そのため、現行ガス事業者が積み重ねてきた自主保安の取組に関して、事例集とし

てガス小売事業者に広く共有することは、小売全面自由化後のガス保安水準の維持・向上に極めて有益であると考えられる。また、ガス事業者においても、さらなる自主保安の取組を促す観点から、各ガス事業者がその置かれた環境や規模、需要家のニーズ等を踏まえながら、創意工夫を凝らして最適な方法で実施している事例を共有することは重要である。そこで、改正法施行までの間に、国としてガス事業者による自主保安の取組事例を収集し、広く共有することが望ましい事例に関しては、「自主保安事例集」として作成し、事業者に公表してはどうか。

また、事例集の作成・公表は、需要家にガス小売事業者による自主保安に関して、適切な理解を促すことにも資すると考えられることから、「自主保安事例集」は需要家も含めて広く公表・周知することとしてはどうか。

（３）自主保安の「見える化」

競争的な市場環境におかれているガス小売事業者に対し、消費機器に関する自主保安の実施を求めていくためには、自主保安に精力的に取り組むガス小売事業者を需要家が評価した上で供給先を選択する仕組みを構築することが重要である。

すなわち、需要家によるガス小売事業者選択の軸として、料金プランの提示などの需要家サービスの一環としてガス小売事業者による自主保安が認識される必要があり、そのためには、ガス小売事業者による自主保安の取組に関して「見える化」し、正確な情報が提供されていくことが求められる。このため、ガス小売事業者による自主保安の質が明らかになるよう、また、需要家としての消費機器に関する保安に必須な事項が明らかになるよう、国として対象項目を設定するとともに、当該項目についての内容を分かりやすいかたちで取りまとめ、国として公表していくこととしてはどうか。

また、こうした対象項目をもとに審査を行う保安表彰制度を設け、評価が高いガス小売事業者については、経済産業大臣や商務流通保安審議官により表彰することで、事業者が自主保安に取り組むインセンティブとし、また需要家がガス小売事業者を選択する情報の一つとしてはどうか。

なお、こうした自主保安の「見える化」を行うのは、平成 29 年度に予定される改正法施行から一定期間を経過した後になると考えられるが、施行前に対象項目を明確化することが重要である。対象項目の作成に当たっては、現行ガス事業者が行っている自主保安の取組を把握し、中立的な保安の学識者・有識者による検討のうえ取りまとめることとしてはどうか。

さらに、今後ガス小売事業者を選択する需要家自身においても、消費機器の所有者・占有者の立場から、自主保安の取組状況を加味して事業者を選択し、適切に消費機器を使用していくことが重要であり、安全意識を涵養していくことが重要である。国としては、周知・広報を行うことで、需要家の保安意識の醸成に資するよう取り組んでいくとともに、需要家に対する保安意識の調査等を経時的に行うことを通じて、当該取組を効果的に進めていくことが望ましいのではないかと。

なお、各ガス小売事業者が実施した自主保安の取組に関する公表や評価の在り方については、今後詳細を検討していくことが必要ではないかと。

現状の自主保安について (お客さま設備)

2014年11月10日

(一社)日本ガス協会

自主保安業務の概要

(法に定めはないが) 自主保安*1)*2)とは、
“安全高度化目標である「2020年死亡事故ゼロの達成」に向け、各事業者が業界指針や各供給エリアの事故発生動向、需要家の特性等に応じ、自主的に行っている保安向上活動”

◆ 各事業者が供給エリアの特性に応じ、独自に実施しているもの

各事業者が供給エリアの特性に応じ、様々な業務機会を活用し、あるいは機会を創出して行っているもの。
(独自性が高く、日々の改善活動のような規模の小さい取り組みも含む)

◆ 各事業者が供給エリアの特性に応じ、業界内ガイドライン等を参考に実施しているもの

保安向上計画2020のアクションプランや、JGAが発行する業務ガイドラインや各事業者の保安活動事例集等を参考に、各事業者が供給エリアの特性に応じて実施しているもの

◆ 業界として標準作業手順等で推奨している業務

ガス安全高度化計画に基づく業界活動方針や、JGAの定める保安規程(参考例)、指針、標準業務マニュアルに基づき、各事業者が保安規程に「実施すべき内容、年限、達成レベル等」を自ら定めて実施しているもの。

自主保安

法定 ・ 行政指導

*1) 現行のガス事業法上の「自主的な保安(保安規程、ガス主任技術者)」とは異なり、更に広い概念を示す。

*2) 活動内容に関する法的な定めはないため、全ての項目を挙げることは困難。

需要家保安における自主保安の責任領域ならびに対策項目の例

各事業者が
供給エリアの
特性に応じ、
独自に実施し
ているもの



業界として標準
作業手順等で
推奨している
業務

ガス工作物に係る対策項目例	ガス安全使用・消費機器に係る対策項目例
■ 引込管ガス遮断装置の開閉検査 ■ 固着ガス栓のグリスアップ ■ 灯内内管(露出部)の外観確認 ■ 灯外内管(露出部)の漏えい検査 ■ 経年管・腐食劣化管の取替えのお勧め ■ 内管検査時に一括して行う接続具・消費機器の漏えい確認 ■ 開栓時・調査時におけるガス警報器(工作物に係るもの)の設置確認 ■ 開栓時における灯内内管の漏えい確認	■ 非安全型機器の取替促進(特別巡回等) ■ 開栓時における所有機器の確認と機器情報の保存 ■ 開栓時における“調査”レベルの給排気設備の確認 ■ 業務用換気警報器の設置促進 ■ 金網ストーブの年1回周知 ■ 調査時における不燃防なし小型湯沸器のCO測定 ■ 開栓時・調査時におけるガス警報器(機器に係るもの)の設置確認 ■ 開栓時・調査時における接続具の確認 ■ 開栓時における機器の点火試験

※ 上図に掲げたものはあくまで例示であり、必要とされる自主保安業務の網羅するものではない。

開栓時における自主保安作業イメージ（例）

点火試験



所有機器の確認と機器情報の登録

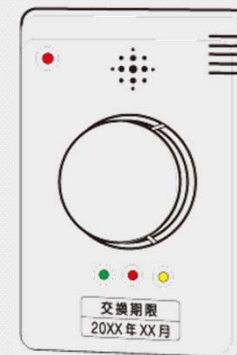


- ・ 型式(機器名)
- ・ 使用すべきガスの種類
- ・ 製造年月
- ・ 製造番号
- ・ 製造事業者
(販売事業者)

接続具の確認



ガス警報器の設置状況の確認、設置のお勧め



＜設置状況の確認＞

- ・ 法定設置対象の確認
- ・ 設置位置の確認
- ・ 有効期限の確認

＜設置のお勧め＞

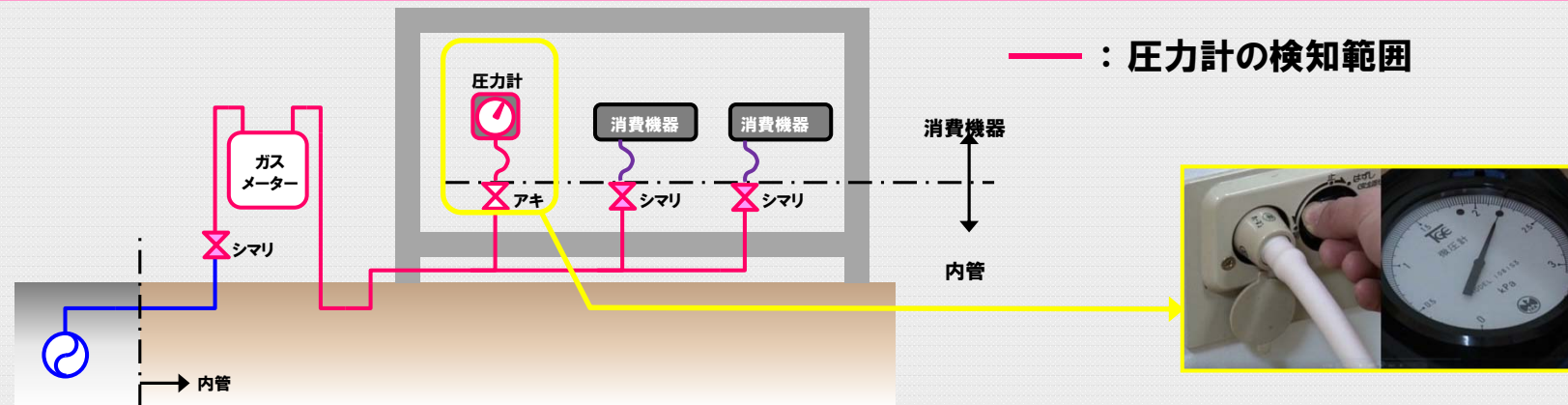
- ・ ガス警報器
- ・ CO警報器
- ・ 住宅用火災警報器
- ・ 業務用換気警報器

法定・行政指導

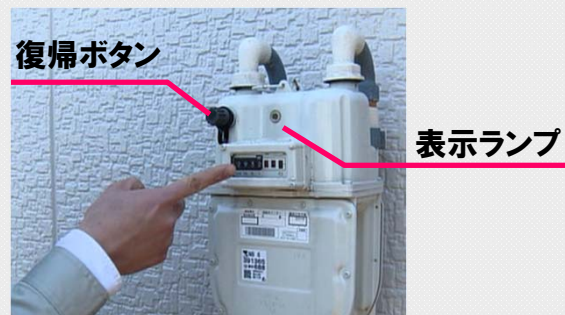
- 安全使用周知(一般周知・個別周知)
- 安全使用ステッカーの貼付
- 供給ガスと所有機器との適合性調査
- 回収対象機器の有無確認(パロマ製給湯器)
- 前回消費機器調査で不適合があったガス湯沸器・ガスふろがまの給排気設備の周知
- 前回消費機器調査で不適合があった接続具・ガス漏れ警報設備の給排気設備の周知

開栓時における自主保安作業イメージ（例）

灯内内管の漏えい有無の確認



マイコンメーターの設置状況の確認、機能・復帰方法の説明



<ガスメーターの設置状況の確認>

- ・ ガスメーターの外観確認
- ・ 検定有効期間の確認
- ・ メーター指針の確認

<マイコンメーターが設置されている場合>

- ・ マイコンメーターの起動操作
- ・ 立会者へのマイコンメーターの機能説明
- ・ マイコンメーターの復帰方法の説明

法定・行政指導

- 安全使用周知（一般周知・個別周知）
- 安全使用ステッカーの貼付
- 供給ガスと所有機器との適合性調査
- 回収対象機器の有無確認（パロマ製給湯器）
- 前回消費機器調査で不適合があったガス湯沸器・ガスふろがまの給排気設備の周知
- 前回消費機器調査で不適合があった接続具・ガス漏れ警報設備の給排気設備の周知

内管漏えい検査時における自主保安作業イメージ（例）

灯外内管(露出部)の漏えい検査

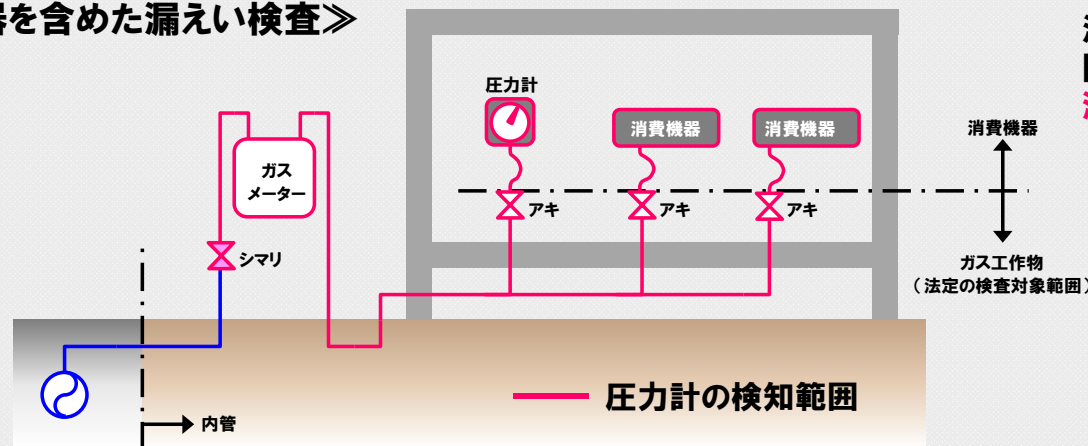


灯内内管(露出部)の外観確認



内管検査時に一括して行う接続具・消費機器の漏えい確認

《接続具・機器を含めた漏えい検査》



消費機器が接続されるガス栓を開き、**接続具・消費機器を含めた漏えい検査**を行う



法定・行政指導

- 灯外内管の漏えい検査
- 灯内内管・ガス栓の漏えい検査
- 業務用厨房内の水のかかり易い配管の腐食点検
- ヒューズ機構のないガス栓への安全アダプターの取付

消費機器調査時における自主保安作業イメージ（例）

ガス機器のCO測定



CO測定器

接続具の確認



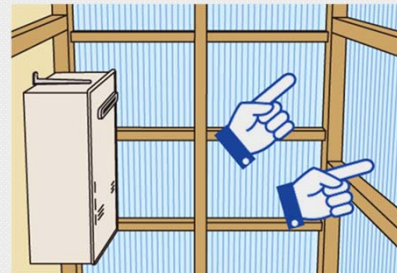
法定対象以外の給排気確認

注意喚起ステッカーの貼付



密閉式の壁スキマ確認

※密閉式（特監法レベル有）
は調査省略可



波板囲い

※屋外式は調査対象外



法定・行政指導

給排気設備が技術基準に
適合しているかを調査

- 不完全燃焼防止装置のないガス湯沸器
- 不完全燃焼防止装置のないガスふろがま
- これらに付属する排気筒・排気扇

周知に係る自主保安作業イメージ（例）

金網ストーブの個別周知

**金網ストーブを
お持ちのお客さまへお願いします。**

お手持ちのストーブをご確認ください

金網ストーブの特徴

ガスの燃える部分に耐熱性の金網を用いたもので、この金網を赤熱することにより、暖房をおこなうものです。

金網ストーブの一例

赤熱部分が金網でできています。（火をつけていない状態で確認して下さい）



金網ストーブの買い替えの目安

金網部分の変形やほこりなどによる詰まりなどは不完全燃焼につながり、見た目でも金網の変形や内部のほこり詰まりで不完全燃焼をおこしやすい金網変形や炎あふれなどがある場合は大変危険です。買い替えをおすすめします。（金網ストーブの不良例）



お問い合わせは

古い金網ストーブは、不完全燃焼により一酸化炭素（CO）中毒をおこす危険があります。一酸化炭素（CO）は強い毒性を持つ物質で、死につながる危険性があります。重大事故に至らないために、安心機能の付いたファンヒーターへのお取り替えを是非お願いします。

不完全燃焼

こんな時は要注意

金網部分の変形やほこりなどによる詰まりなどは不完全燃焼につながります。また、外観はきれいに見えても金網の変形や内部のほこり詰まりで不完全燃焼をおこします。おかしいな〜?と思ったらご連絡を



換気

必ず換気を

ストーブを使用する場合は30分に1回が換気の目安です。開放できない窓の部屋には、給排気口を開けるか、換気扇があれば、まわしてください。



安心機能

安心機能のおすすめ

不完全燃焼防止装置のついたガスファンヒーターなら安心。ファンヒーターは異常を感じてガスを自動的にストップします。また、機器が転倒したときもガスを自動的にストップします。お年寄り、お子さまのいる家庭でも安心してご利用になれます。



金網ストーブをお持ちのお客さまへお願いします

外壁塗装時の養生等による給排気不良

外壁清掃工事 塗装工事 増改築工事 をされる
工事会社さまへお願い

外壁の塗装工事等で、給排気筒（煙突）・換気扇・給排気口・屋外式給湯器などをビニールで覆うときは

**入居者の方に、ガスの使用禁止を
お願いしてください。**

給排気筒等をビニールで覆ったままガス機器を使用されると、すぐ死んでしまう、新鮮な空気が不足して不完全燃焼による一酸化炭素中毒の原因や機器の異常発火による火災の原因となり大変危険です。

作業終了後はビニール等の覆いを取り除いてください。

工事の際、ビニール等で覆ったままガスを使用しない



経済産業省からのお願い

ビニール養生した状態でガス機器を使用することによる事故（異常）は、ビニール養生中はガスを使用しないようにご説明終了後は確実にビニール養生を取り外してください。

建物外壁塗装 や 外壁清掃工事 中の
お客さまへお願い

工事中はガス機器を使わないでください

外壁塗装工事の際に、給排気筒（煙突）・換気扇・給排気口などの給排気設備をビニール等で覆ったままガス機器を使用すると、一酸化炭素（CO）中毒の発生やガス機器が異常発火を起こして機器の故障や火災の原因となるため大変危険です。

ビニールで覆ったままガス機器を使用すると...

一酸化炭素（CO）中毒にご注意ください
ガス機器が不完全燃焼を起こし、燃焼ガスが室内に流入して、CO中毒に至る場合があります。



異常発火の原因となります

ガス機器が異常発火を起こし、ガス機器の故障や火災に至る場合があります。



お願い
▶ 作業中、換気扇や給気口、給湯器本体をビニールで覆っている場合があります。ビニール等で覆われた状態ではガス機器を使用しないでください。（使用する際は、養生ビニールが外れていることを確認してください）
▶ ガス機器を使用の際に、「なかなか火がつかない」「火がすぐ消える」などの場合は、養生ビニールの取り外し忘れが考えられます。外壁のビニールを撤去してください。

法定・行政指導 ＜個別周知＞

- 屋内設置の（小型）瞬間湯沸器（毎年度1回以上）
- 浴室設置の不燃防なしCF式ふろがま（毎年度1回以上）

- 屋内設置の不燃防なし半密閉式湯沸器（毎年度1回以上）
- 屋内設置の不燃防なしCF式ふろがま（3年度に1回以上）

周知に係る自主保安作業イメージ（例）

経年内管の取替のお願い

ご存じですか？ ガス管の資産区分
敷地内のガス管は「お客さまの大切な資産です！」

古くなったガス管交換のお願い

土に埋まっているガス管（番地メッキ鋼管【通称 白ガス管】）は、古くな
が漏れる恐れがあります。「都市ガス」を安心してご利用いただくために、
早めの交換をお願いします。

腐食したガス管の例

敷地内のガス管
お客さまの資産

連絡の方
ガス事業
の資産

※敷地内ガス管の交換はガス事業者の業務です。

経済産業省からのお知らせ

古くたガス管（白ガス管）は、早めの交換を
お願いします。詳しくはお近くのガス事業者
にご相談下さい。

経済産業省

見えにくいところで腐食は進行しています！

新しい

↓

古い

交換

腐食に食われ、
漏れなガス管は、
お取り替えます。

腐食や地震に強いガス管です

ポリエチレン管

ポリエチレン樹脂管

鋼管製とびり樹脂製管

●お問い合わせ先

ガス管交換の
ご相談・お見積りは
ガス事業者へ！

正しい接続具・接続方法の周知

カス機器
ゴム管やカスコート等の接続具
カス栓
を接続する際の

お客様へのお願い

正しく接続をしないとカス漏れ、火災などの原因になります。接続する場合には、ガス機器及び接続具の取扱説明書をよく読んでいただきその内容を理解し、接続口の形状やサイズに合ったものを使用してください。

ガス機器の接続方法

このタイプのガス機器

このタイプのガス機器

このタイプのガス機器

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

ガス機器の接続方法

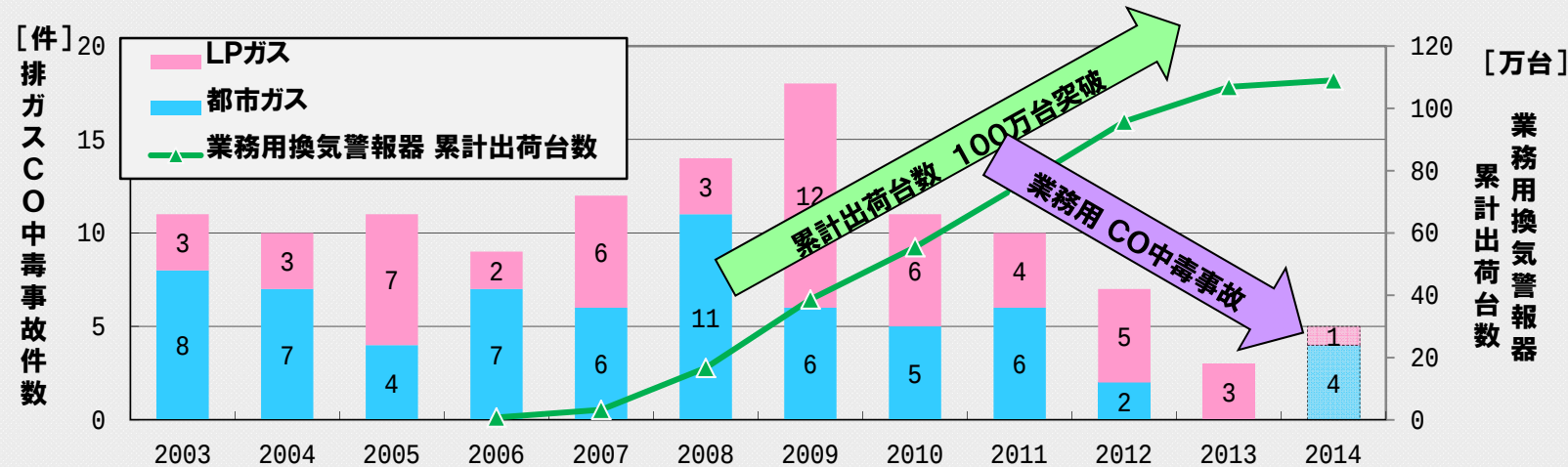
法定・行政指導
＜一般周知＞

- 供給するガスに対する適応性に関する事項
- 管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項
- 使用する場所の環境及び換気に関する事項
- ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項

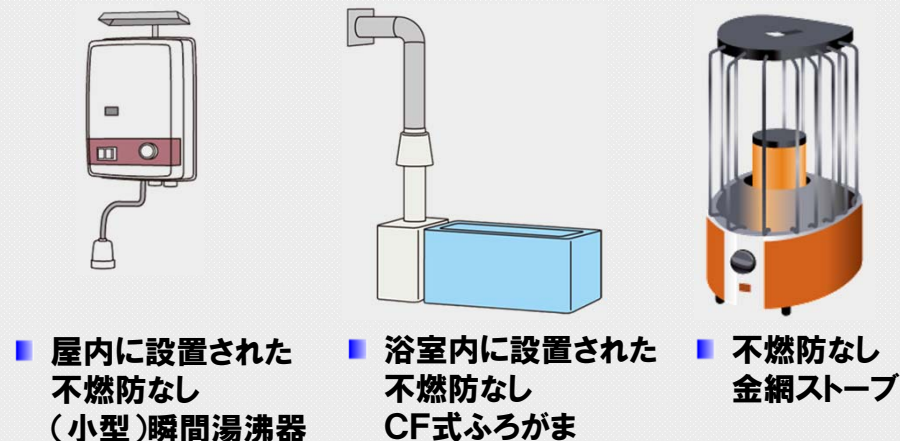
- ガス漏れを感知した場合その他供給するガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるガスの使用者の採るべき緊急の措置及びガス事業者に対する連絡に関する事項

その他の自主保安作業イメージ（例）

業務用換気警報器の設置促進



非安全型機器の取替促進



<取替促進活動の例>

- ・ 該当機器所有の需要家への特別巡回
- ・ 改善困難物件に対するCO警報器の設置
- ・ 取替促進キャンペーンの実施